

# 第1部 総論

# 第1 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

日本国憲法に基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。また、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の形成を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」とし、その取組を推進してきました。

本県においては、昭和55（1980）年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を策定しました。その後、2次にわたる「新ぐんま女性プラン」の計画策定を経て、男女共同参画社会基本法に基づく最初の「ぐんま男女共同参画プラン」（平成13年3月策定）、「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」（平成18年3月策定）、「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」（平成23年3月策定）、「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28年3月策定）に至るまで、計画を策定し、男女共同参画社会の実現のための取組を総合的に推進してきました。

現在我が国は、少子高齢化の進展とともに、人口減少社会が本格的に到来しつつあり、今後、本県においても、人口構成をはじめ社会の状況に大きな変化が生じることが想定されています。こうした中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、男女共同参画の推進は不可欠なものとなっています。

また、近年の、頻発する自然災害や感染症の流行、デジタル化の推進等、社会の新たな変化が人々の生活に様々な影響をもたらしており、誰もが暮らしやすい社会を構築することが求められています。

こうした社会環境の変化やこれまでの計画の進捗状況を踏まえ、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次群馬県男女共同参画基本計画」を策定します。

## 2 計画の性格

- ① 男女共同参画社会基本法及び群馬県男女共同参画推進条例に基づく基本計画
- ② 「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成27年度策定）の後継計画
- ③ 「群馬県生活安心いきいきプラン」（生活分野の最上位計画）の個別基本計画

## 3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画策定の背景〈男女共同参画をめぐる動き〉

### (1) 群馬県の動き

本県では、昭和50（1975）年の国際婦人年を契機とする国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として昭和55（1980）年に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を策定しました。

その後、21世紀を展望しつつ、西暦2000年までを目標年次とする「新ぐんま女性プラン」を平成5（1993）年に策定し、女性施策の推進体制を整備しました。

2次にわたる計画の策定により、女性行政推進組織の設置、審議会等への女性の参画を促進するための目標値の設定など、男女共同参画社会の形成に向けて一定の成果を上げてきました。

平成11（1999）年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、平成13（2001）年3月に、「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、条例の制定について検討を開始しました。

平成16（2004）年3月に制定した「群馬県男女共同参画推進条例」の趣旨や理念等を踏まえ、平成18（2006）年3月に「群馬県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定し、県の男女共同参画関連施策に対する意見の申出制度の創設、事業所における男女共同参画推進員の設置、有識者等で構成される「群馬県男女共同参画推進委員会」の設置などの施策に取り組みました。

その後、平成23（2011）年3月に「群馬県男女共同参画基本計画（第3次）」、平成28（2016）年3月に「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、広く県民に理解と協力を求め、地域社会や職場などでの男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取組や、女性活躍を推進するための様々な取組を着実に推進してきました。

その間、平成21（2009）年4月に、男女共同参画社会づくりのための事業や活動の総合的な拠点として「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、これにより、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが一層進むこととなりました。

また、平成27（2015）年には、女性が持てる能力を発揮し、希望に応じ、あらゆる分野において活躍できる社会の実現に向けて、女性の活躍を地域ぐるみで応援するため「ぐんま女性活躍大応援団」を設置し、趣旨に賛同する企業・団体等と連携して女性の活躍を応援するメッセージの発信等を行うほか、「群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰」および「ぐんま輝く女性表彰」制度を設け、男女共同参画及び女性活躍の推進を図っています。



ぐんま男女共同参画センター  
(前橋市大手町1-13-12)



令和2年度群馬県男女共同参画社会づくり功労者表彰  
およびぐんま輝く女性表彰

## (2) 国の動き

日本国内においては、昭和50（1975）年、総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52（1977）年の「国内行動計画」策定や昭和60（1985）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、法や制度の整備が徐々に図られてきました。

平成11（1999）年6月には、国、地方公共団体を始め国民が、男女共同参画社会への一層の取組を行っていく上での、法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※1（DV防止法）」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に取り組むこととなりました。

平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定、平成22（2010）年6月には、父親の育児休業の取得を促す「改正育児・介護休業法※2」が施行されるなど、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す方向が示されました。

平成27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、常用労働者301人以上の民間企業に、職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で、「事業主行動計画」を策定することが義務づけられました。その後、この法律は令和元（2019）年6月に一部改正され、現在は、常用労働者101人以上の企業まで対象が拡大されました。

また、平成30（2018）年5月には、国や地方の議員選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

令和2（2020）年5月には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定され、また、同年6月には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されるなど、あらゆる施策への男女共同参画の視点の反映や、困難に直面する女性への支援の充実等の取組を強化しています。

## (3) 世界の動き

国連は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と決めました。同年メキシコシティで開催された国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）では、向こう10年間の各国の取組の指針となる「世界行動計画」が採択され、世界的な規模での男女平等を実現するための取組が始まりました。

昭和54（1979）年、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するための基本的かつ包括的な条約である「女子差別撤廃条約※3」の国連総会における採択、昭和60（1985）年、第3回世界女性会議（ナイロビ）での「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」採択などを経て、平成7（1995）年の第4回世界女性会議（北京）で「北京宣言」、及び平成12（2000）年までに各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

その後ニューヨークにおいて、平成12（2000）年に国連特別総会、平成17（2005）年に第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）、平成22（2010）年に第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」閣僚会合）、平成27（2015）年に第59回国連女性の地位委員会（「北京+20」閣僚会合）が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

近年は、様々な世界会議において、男女共同参画や女性の活躍、ジェンダー平等等をテーマとした宣言や指針が採択されています。平成27（2015）年には、第3回国連防災世界会議において採択した「仙台防災枠組」に、防災における女性の役割の重要性が初めて記載されました。また、同年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、SDGsのゴール5に「ジェンダー

※1 平成26年1月3日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名称が変更

※2 育児・介護休業法…「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

※3 女子差別撤廃条約…「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

平等の実現」が掲げられました。さらに、翌年、平成28（2016）年には、G7伊勢志摩サミットにおいて、「女性の能力開発のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ」に合意しました。

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」は、男女格差を測る指数（ジェンダー・ギャップ指数）を毎年公表しており、令和元（2019）年12月公表の結果では、日本は153カ国中121位で、特に、政治や経済の分野で、格差が大きくなっています。

#### （4）持続可能な開発目標（SDGs）への対応

SDGsは、平成27（2015）年9月、国連サミットで、加盟国193カ国が全会一致で採択した持続可能な開発目標です。将来世代に持続可能な社会を残していくため、2030年までに取り組むもので、貧困、教育、ジェンダー、健康、労働など男女共同参画の推進と切り離せないテーマが網羅されています。

SDGsは「誰一人、取り残さない」をスローガンに、17のゴールで構成され、5番のゴールに「ジェンダー平等の実現」が設けられています。

本県でも、SDGsへの対応に全庁的に取り組んでおり、第5次群馬県男女共同参画基本計画においても、この理念を取り入れ、性別にかかわらず、だれもが自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画施策を推進します。



#### （5）新型コロナウイルス感染症がおよぼした影響

大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、特に女性や困難な状況にある人々がより深刻な影響を受けることがあります。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛要請や休業等が行われる中、生活不安・ストレスからDV等の増加や深刻化が懸念され、国連からも、令和2（2020）年4月、各国政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済について取り組むよう要請が出されました。

また、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事や子育て、介護等が女性に集中しがちになることや、女性がより職を失いやすい状況になること等、男女共同参画が進んでいないことに起因する諸課題が一層顕在化しています。

したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められます。

一方、感染症拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が拡大したことにより、在宅でのフルタイム勤務や業務の幅の広がりなど、働き方や暮らし方に新しい可能性ももたらされており、大都市圏から地方移住への関心も高まっています。

感染症の拡大が社会に与える影響や変化、性別によつての影響の違いなどを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進していきます。

## 第2 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画の基本的な考え方であり、群馬県が目指す社会は次のとおりです。

「県民総活躍」の実現に向けて、男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す

### 2 計画の基本的な視点

#### (1) SDGsの視点

- ・男女共同参画の推進は、持続可能な活力ある社会の実現にとって不可欠なものであり、男性にとっても、女性にとっても重要な課題です。
- ・困難を抱え、支援を必要とする者が、誰一人取り残されることのない社会を目指します。

#### (2) 社会の新たな変化に対応する視点

- ・新型コロナウイルス感染症拡大等が社会に与える影響と変化を踏まえ施策を推進します。
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れ、新たな方法で施策を推進するとともに、その進展に伴う新たな課題へも対応します。

### 3 基本方針

#### 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野に女性の参画が拡大することは、地域に多様な視点や発想がもたらされ、地域の活性化につながります。性別にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会が確保されるよう取り組みます。

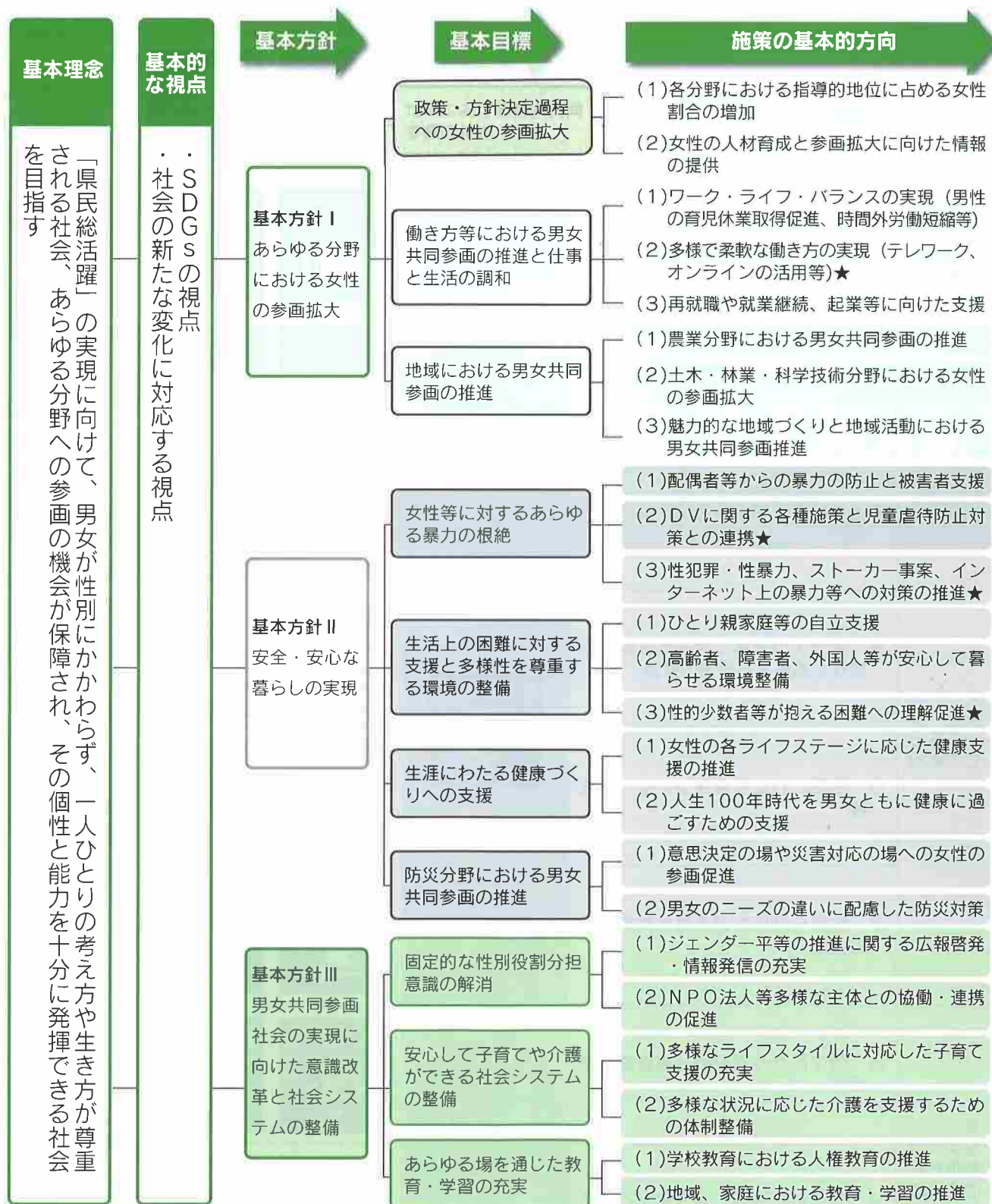
#### 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

すべての人には、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利があります。暴力の根絶、生活上の様々な困難に対する支援、多様性を尊重する環境の整備等、男女共同参画社会を形成する上での諸課題の解決に取り組みます。

#### 基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備

















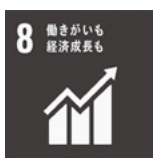






男女共同参画社会の実現にとって、固定的な性別役割分担意識の解消は、男性にとっても、女性にとっても重要な課題です。「意識改革」とあわせ、「社会システムの整備」「男女共同参画に関する教育・学習の充実」等に取り組みます。

## 4 計画の体系



★：新たな課題への対応

## 5 基本目標とSDGsとの対応

基本方針	基本目標	SDGs
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	 
	2 働き方等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	  
	3 地域における男女共同参画の推進	 
II 安全・安心な暮らしの実現	4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	  
	5 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	   
	6 生涯にわたる健康づくりへの支援	  
	7 防災分野における男女共同参画の推進	 
	8 固定的な性別役割分担意識の解消	 
III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備	9 安心して子育てや介護ができる社会システムの整備	 
	10 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	